

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から複数の事業場において、配管工として就労していたが、その後、自ら建設の事業を請け負うようになり、昭和〇年〇月からは、A所在の特別加入団体の構成員となって、労災保険法第35条の規定に基づく一人親方等の特別加入者として労働者災害補償保険に特別加入した上で、引き続き、配管作業に従事していた。

被災者によると、少なくとも昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの期間は、粉じん作業に従事していたとしている。

2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、F（一）、療養否」の決定を受けたが、平成〇年〇月〇日、続発性気管支炎を合併していることが確認されたことから、業務上の疾病と認定され、B病院やC病院において療養を続けていたところ、平成〇年〇月〇日、入院先のB病院において死亡した。死亡診断書には、「直接死因：慢性腎臓病G5、その原因：2型糖尿病、死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。

3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、請求人が本件各処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の死亡原因について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、「慢性腎臓病G5、2型糖尿病」としているところ、じん肺及び続発性気管支炎との関係については、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「細菌性肺炎の発症までに、じん肺症という易感染性の存在が影響を及ぼした可能性がある。」と述べている。この点、E医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「じん肺及び続発性気管支炎の増悪による肺炎を主たる原因として死亡した。」と述べている。

これに対し、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者の直接の死亡原因は、慢性腎臓病及び慢性心不全であり、じん肺及びその合併症である続発性気管支炎がその有力な原因となったとは考えられない。」と述べている。

(2) 上記のように、被災者の死亡に係るじん肺等の影響についての医師の見解には相違があることから、当審査会においては、被災者のじん肺及びその合併症である続発性気管支炎の死亡に至るまでの状態について精査した。すると、F医師は、上記意見書において、著明な変化なく推移していたものと評価しており、実際に、C病院の診療録をみても、その症状や検査結果に大きな変化は認められない。

この点、E医師は、上記意見書において、じん肺及び続発性気管支炎の増悪としての肺炎と考えて何ら矛盾はないと述べているものの、同意見には、具体的な根拠は示されておらず、あくまで可能性があることを指摘しているにとどまると判断せざるを得ないものとなっている。また、D医師も、上記意見書において、肺炎の発症にじん肺等の影響があった旨を示唆するが、他の基礎疾患である心不全や慢性腎臓病も同程度に影響を与えているとも述べている。

(3) 以上のような被災者の病態の経緯からみると、被災者は、じん肺及び続発性気管支炎が有力な原因となって死亡したとは認め難く、被災者の死亡とじん肺及び続発性気管支炎との間に相当因果関係があるとは判断し得ないものであり、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。